

# 熊本地震からの復興支援

## 現地組合員からの声を踏まえ、国土交通省に対し 幹線道路の早期復旧・安全対策を要請

4月14日に発生した熊本地震から約半年が経過しています。被災した組合員は自身の生活を再建させる一方で、操業停止に陥った会社での日夜操業再開に向けた懸命の努力によりほぼ被災前の生産活動が行われるに至ってきましたが、一部地域では、幹線道路が不通状態のため通勤・通学の支障が改善されず、企業の生産活動や生活に支障が出続けている状況もあります。

今回、元国土交通大臣の大畠章宏衆議院議員を通じ、該当地域の組合員の声を元に、幹線道路復旧と迂回路安全対策の早期実施について国土交通省への要請行動を実施し、現在の対策を確実に実施することに加え、渋滞緩和対策として追加工事を実施いただけることになりました。今後も組織内・協力議員と連携し、職場の問題解決に取り組んでいきます。



石井国土交通大臣にむけた要請書（別紙）の手交  
右から大畠衆議院議員、国土交通省 川崎課長、  
電機連合中澤副委員長、山鹿書記次長、大津中執



意見交換の様子  
（ものづくり産業労働組合 JAM も同地区に所在する  
組合員が多数いるため、合同で要請行動を実施）

### <現地組合員からの声（抜粋）>

- 通勤や通学、物流の幹線道路である国道 57 号線が通行止めになっていることにより、迂回路の渋滞がひどく通勤・通学に多大な支障が出ており、納入・出荷等事業運営にも影響している。
- 通勤時の交通事故が頻繁に発生しており、実際に従業員も事故にあっている。
- 迂回路が峠道であり、冬季の積雪や路面凍結に多大な懸念がある。 など

### 【要請項目】

1. 国道 57 号線の早期完全復旧と冬季までに仮復旧による通行可能な状況とすること。
2. 国道 57 号線の復旧までの迂回ルートに対しては、冬季等の道路状況を運転者に適宜情報提供すること。
3. 県道 339 号、23 号等迂回道路の冬季等の通行に対しての安全対策を講じるように熊本県に対して助言・指導すること。
4. 県道 339 号、23 号等迂回道路の拡幅や待避スペースの確保をするように熊本県に対して助言・指導すること。

### <国土交通省からの説明（抜粋）>

- 国道 57 号線阿蘇大橋地区等の復旧について、熊本県や関係自治体と連携し全力で取り組む。
- 国道 57 号線の全線開通には 2 次災害の懸念があり時間がかかる。平成 29 年夏に南側の長陽大橋を応急復旧させ、若干の迂回路は必要だが一定の通行を確保する。
- それまでの間、ミルクロード（県道 339 号線・23 号線）が主な迂回路でありここを通らざるを得ない。冬季の安全対策並びに渋滞対策として、本年中に、22 基の監視カメラ設置、9 か所の待避所整備、3 か所の情報板設置、6 か所の転回箇所設置、13 か所のトイレ追加の対応を完成させる。県道は熊本県管理ではあるが、国として予算措置含め全面的に支援する。
- 現在計画している対策に加え、渋滞緩和策として本要請で提案いただいた左折専用道路を設ける工事を追加で実施する。（後日現地確認の上連絡あり） など

国土交通大臣  
石井 啓一 殿

J A M  
会長 宮本 礼一  
電機連合  
中央執行委員長 野中 孝泰

熊本地震の影響で不通となっている幹線道路早期復旧に向けた要請

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ものづくり産業労働組合 J A M は、約 2000 の構成労働組合による、幅広い製造業の業種で作る産業別労働組合です。組合規模も 300 人未満の組合が多数あります。

また、電機連合は、電機・電子・情報関連の約 650 の構成労働組合、56 万人の組合員で構成する産別労働組合であり、J A M ・電機連合ともに、多くの産業とかわり国内外に部品・製品を供給しています。

平成 28 年 4 月 14 日の熊本県における大規模地震においても、加盟組合の組合員はもとより、関連する企業の工場も被災しました。

組合員は、自身が被災し生活を再建する一方で、会社が被災したために操業が一時停止したことによるサプライチェーンへの影響を最小限にとどめるために、日夜操業再開に向けて取り組んできました。早期復旧をめざし設備の点検や工場の修復を行い、操業を再開してきました。現在では、ほぼ被災前の生産活動が行われるに至っています。

しかし、個人や企業の努力では解決しない課題も顕在化してきました。特に、生活や産業の重要なインフラである幹線道路の復旧においては、いまだに通行に支障をきたすところも多く早期の復旧が必要不可欠です。特に国道 57 号線は、大分と熊本をつなぐ主要物流幹線であるとともに、大津町方面から阿蘇市方面相互に通勤または通学の為に必要不可欠な道路となっています。山の斜面の崩落により通行止めが続いているため、迂回路として急峻で道幅の狭い県道（ミルクロード（県道 339 号線・23 号線））を通行しています。

また、冬季に入り、道路が積雪や凍結するなど、さらに、周辺道路の状況も悪化するため、混雑時には、不測の事態も予測されます。J A M ・電機連合の組合員だけでも 300 人以上が利用しており、早期の安全対策が必要です。他の企業や学生を合わせると数千人が同じ時間帯に物流の大型トラックと同時に通行していますので、大型車両等が事故や積雪で動けない事態になると、企業の生産活動や、生活に重大な支障がでます。

つきましては、阿蘇市に拠点を置く企業等の円滑な運営が図られ、組合員の通勤や物流等の安全性や利便性の確保に向けて下記事項について緊急措置を講じていただきたく強く要請いたします。

敬具

記

1. 国道 57 号線の早期完全復旧と冬季までに仮復旧による通行可能な状況とすること。
2. 国道 57 号線の復旧までの迂回ルートに対しては、冬季等の道路状況を運転者に適宜情報提供すること。
3. 県道 339 号、23 号等迂回道路の冬季等の通行に対しての安全対策を講じるように熊本県に対して助言・指導すること。
4. 県道 339 号、23 号等迂回道路の拡幅や待避スペースの確保をするように熊本県に対して助言・指導すること。

以上